

<p>基本的事項</p>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 目的</p> <p>2 策定年月日</p> <p>3 対象期間、見直しの時期</p> <p>4 福島県市町村国保広域化等支援方針の取組の継承</p>	<p>必須事項</p>	<p>第5章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項</p> <p>1 県による保険給付の点検、事後調整の取組</p> <p>2 療養費支給の適正化への取組</p> <p>3 レセプト点検の充実強化への取組</p> <p>4 第三者求償や過誤調整等の取組強化</p> <p>5 高額療養費の多数回該当の取扱の考え方 ・世帯継続性の判定の考え方</p>
<p>必須事項</p>	<p>第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>1 医療費の動向と将来見通し ・本県の医療費の動向、医療費の推計 ・本県の将来の国民健康保険の財政見通し</p> <p>2 財政収支の改善に係る基本的な考え方 ・市町村国保特会及び県国保特会(新設)の安定的な運営に係る考え方 ・赤字の定義 ・赤字解消計画の策定</p> <p>3 財政安定化基金の運用に係る考え方 ・交付に係る「特別な事情」の考え方、国・県・市町村の按分方法 ・激変緩和措置に係る特例基金の設置</p>	<p>任意事項</p>	<p>第6章 医療費の適正化の取組に関する事項</p> <p>1 医療費適正化対策の充実強化 ・データヘルス計画の推進 ・特定健診・特定保健指導の実施率向上の取組</p> <p>2 医療費適正化計画との関係 ・メタリックシントローム該当者・予備群の減少への取組 ・後発医薬品の使用割合の取組 ・糖尿病性腎症重症化予防の取組 等</p>
	<p>第3章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項</p> <p>1 標準的な保険料算定方式 ・納付金の算定方法(α、βの設定等) ・標準保険料率の算定方法(算定方式、均等割と平等割の賦課割合等)</p> <p>2 激変緩和措置の考え方 ・納付金の算定方法(α、βの設定) ・県繰入金(2号分)の活用 ・特例基金の活用</p> <p>3 標準的な収納率の設定</p> <p>4 保険料率の一本化の考え方</p>		<p>第7章 市町村が行う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項</p> <p>1 標準化、広域化、効率化に向けた取組 ・被保険者証の様式、更新時期の標準化 ・葬祭費の給付費の標準化 ・一部負担金・保険料の減免基準の標準化 ・地方単独事業の公費化の取組</p> <p>2 市町村事務処理標準システムのクラウド化による共同利用</p>
	<p>第4章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項</p> <p>1 目標収納率の設定</p> <p>2 重点的な収納対策の取組</p>		<p>第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項</p> <p>1 地域包括システムの構築に向けての連携の取組に関する考え方</p> <p>2 県が策定する保健・医療・介護等の各種計画、事業との整合性及び連携に関する考え方</p>
			<p>第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項</p> <p>1 連携会議の開催</p> <p>2 運営協議会の開催</p> <p>3 その他県が必要と認める事項</p>